



新潟県

# 教育月報

## 11月号

第778号  
平成26年11月4日発行  
編集人、発行人  
新潟県教育委員会

### <今月号の記事>

- |                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| 1 : 教育ニュースライン                        | P 1       |
| 2 : 平成26年度末・27年度初 人事異動について           | P 2 ~ 5   |
| 3 : 本県におけるいじめ、不登校、暴力行為等生徒指導上の諸問題について | P 6 ~ 10  |
| 4 : 魅力ある高校づくりプロジェクトについて              | P 11 ~ 12 |
| 5 : 子ども支援コーディネーター研修会～地域の力を学校に～       | P 13      |
| 6 : ラ・ラ・ネット「新潟県生涯学習情報提供システム」         | P 14      |

## 教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

### 県ではキャリア教育を進めています

県教育委員会では「キャリア教育の推進」を掲げ、郷土愛の育成と早期からの一貫したキャリア教育を進めています。今回は、県立教育センターでの実施事業を紹介します。



#### ○ 「学ぼう 新潟の知恵」支援事業

昨年度までの著名人派遣事業の流れをくみ、今年度は講師リストを新たに『知恵伝』講師として作成しました。これは、企業等で活躍されている方々を講師としてリスト化し、これまでの経験を生かして、児童生徒に「働くこと」について語っていただくものです。各学校には、10月1日付けで講師リストを送信しました。現在、講師派遣を募集しています。多くの学校からの御活用をお願いします。

#### ○ キャリア教育小中高連携協議会

早期からの一貫したキャリア教育を進めるため、小・中・高等学校の教員を対象にキャリア教育小中高連携協議会を開催します。実施期日・会場は以下のとおりです。多くの御参加をお待ちしています。

- ・11月25日(火) 佐渡：トキのむら元気館
- ・11月28日(金) 上越：上越市市民プラザ
- ・12月1日(月) 中越：見附市文化ホール
- ・12月3日(水) 中越：堀之内公民館
- ・12月8日(月) 下越：県立教育センター

お問い合わせ先：県立教育センター

025-263-1094 (代)

### 佐渡金銀山世界遺産フォーラム開催

新潟県「佐渡金銀山」世界遺産登録推進議員連盟の主催により、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の世界遺産登録に向けた気運醸成を図るためのフォーラムが10月19日に新潟グランドホテルで開催され、約230名が参加しました。

当日は、松浦晃一郎ユネスコ前事務局長など一流の講師を招き、講演とパネルディスカッションが行われました。塩を使って金を精製する炉跡が貴重な遺産であることや、構成資産の保全計画やそれを実施する体制作りの重要性などが確認されました。



### 中教審が道徳教科化を答申しました

10月21日に提出された答申では、これまでの道徳の時間の目標、内容等を見直し、次のような改善方策が示されました。

- ・「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付ける。
- ・目標を明確で理解しやすいものに改善する。最終的には「道徳性」の育成が目標。
- ・発達の段階を踏まえた体系的な内容にする。情報モラルなど現代的課題も充実させる。
- ・小中学校の連携を一層図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。
- ・中心となる教材として、検定教科書を導入する。
- ・指導要録に評価を文章で記述する。

平成26年度末・27年度初

## 人事異動について

義務教育課・高等学校教育課

地域の特色を生かし、  
地域とともに歩む学校づくりに向けて  
義務教育課

### はじめに

県教育委員会では、地域に根ざした教育が一層確かなものとなるよう、できるだけ教職員の自宅からの通勤が可能となる地域への人事配置を進めています。

しかし、全県的に見ると、教職員の居住地が都市部に集中する一方で、教職員の確保が困難な地域が存在するという現状があります。

このため、県全体の教育水準の維持・向上を図り、全ての地域の児童生徒に平等な公教育を保障するため、教職員から等しく、教職生活の一時期に、遠方の地域に勤務してもらわなければなりません。

県教育委員会では、このような考えに基づき、自宅所在地を考慮しつつ、全県的視野に立った人事異動を行うこととします。

### 人事異動方針

- 1 学校に清新な気風を導入するため、情熱と行動力あふれる新人を採用します。
- 2 学校に新しい風を入れ、創意あふれ活力のある学校運営を行うことができるようにするため、全県的な視野に立って人事異動を行います。
- 3 同一学校、同一地域の長年勤続教職員の解消を図ります。

今年度の人事異動方針に大きな変更はありません。以下に異動基準及び異動方針達成の方法等を示します。

### 異動基準

- 1 市町村立小・中・特別支援学校の転配置  
(1) 異動基準

次表のとおり年齢区分に応じて勤務地を経験することになっています。

表1 教諭・養護教諭・学校栄養職員・学校事務職員の異動基準

年齢区分	勤務地
採用後6年間 (原則として 2か校目まで)	原則として、C地域1回、 D地域1回 平成20年度採用者からは、 C地域又はD地域1回以上とする。
3か校目以後 ～49歳	B地域1回、 C地域又はD地域1回
50歳以上	これまでの勤務地を勘案して行う。

表2 「特別支援学校教諭採用枠」採用者の異動基準

年齢区分	勤務地
採用後6年間 (原則として 2か校目まで)	①原則として、1校目は特別支援学校に配置し、 2校目は小中学校の特別支援学級に配置する。 ②C地域又はD地域1回 (①②を共に経験)
3か校目以後 ～49歳	①B地域1回、C地域又はD地域1回 ②小中学校の特別支援学級、 通級指導教室等へ1回 (①②を共に経験)
50歳以上	これまでの勤務地を勘案して行う。

※表中の「1回」とは3年以上の勤務をいいます。

また、出願形式Ⅱ（地域限定採用）\*による採用者の異動基準は、前述の基準と同様です。

\*出願形式Ⅱ（地域限定採用）

小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町のいずれかに専ら勤務することが採用条件であり、原則として、全県的な異動による勤務はありません。



## 2 県立特別支援学校教職員の転配置

異動基準は市町村立小・中・特別支援学校教職員に準じます。

## 3 障害者手帳の交付を受けている教職員の転配置

次の手帳の交付を受けている教職員は、原則、全てA地域勤務とします。

- ア 身体障害者手帳
- イ 療育手帳
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

## 異動方針達成の方法

### 1 計画的な転配置

原則として、同一校に3年以上勤務するものとし、県教育委員会が異動が適当と認める者について、「異動基準」により計画的に転配置します。

なお、同一校に7年以上勤務した者は、原則として転配置します。また、A地域に引き続いて2回勤務した者が異動する際には、A地域以外に転配置します。

### 2 教職員の適正配置

性別、年齢、勤務年数、所有する教員免許状の種類等に配慮して、地域、学校間に不均衡が生じないような配置に努めます。

#### (1) 新採用者の計画的な転配置

採用後6年間の勤務校は、原則として1か校3年間の勤務を2か校行い、C又はD地域1回以上とします。

#### (2) 特認地域及び教員確保困難地域等での中堅教員の確保

- ア 特認地域\*及び教員確保困難地域等での優秀な中堅教員の転配置に努めます。
- イ 特認地域\*に自宅を有する教職員は、特認地域内のB地域勤務をもって、C又はD地域勤務と認めます（原則として、採用2か校目までは除きます。）。

※特認地域

小千谷市 十日町市 魚沼市 南魚沼市 湯沢町 津南町
-------------------------------

#### (3) 全県の視野に立った人事交流の促進

原則として、採用後6年間勤務後には、少なくともB地域に1回、C又はD地域に1回、転配置します。

#### (4) 校種間の人事交流の促進

小・中学校と特別支援学校間の人事交流及び小学校と中学校間や中学校と高等学校間の人事交流を図ります。県立特別支援学校教職員では、障害種の異なる学校間の人事交流を図ります。

#### ①小・中・特別支援学校間の交流（㊟登録）

3年間を原則として、他の校種で勤務することにより、中1ギャップの解消や特別支援教育のリーダー育成に資することを目指します。㊟勤務終了後は、C地域勤務3年を終了したものと認めます。

#### ②小中交換研修・中高交換研修

同一市町村内で、1年間在籍校を離れて他の校種で勤務することにより、異校種連携に資するための研修を行います。交換研修終了後はB地域勤務3年を終了したものと認めます。

#### (5) 公募制による教職員人事

市町村教育委員会及び県立特別支援学校、県立中等教育学校(前期課程)、県立中学校(以下「県立学校」という。)は、特色ある教育活動等を推進するため、必要とする教職員を公募することができます。これに応募した者の中から該当の市町村教育委員会及び県立学校が選考した適任者を、県教育委員会が配置します。

#### (6) 再任用

再任用(フルタイム勤務・短時間勤務)希望者の豊富な経験や専門性を生かすことのできる配置に努めます。なお、短時間勤務の勤務の割り振りは配置校が行います。

#### (7) 県と新潟市との人事異動

平成29年度初に行われる権限移譲に向けて、計画的に人事交流を進めます。なお、今年度は、これまで同様に新潟市との連携の下、人事交流を行います。

## おわりに

今年度も、異動基準に基づいた公正かつ厳正な人事異動が進められるよう御理解をお願いします。

「特色ある学校づくり」の  
達成のために  
高等学校教育課

### はじめに

高等学校（県立中学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、新潟市立高等学校・中等教育学校を含む）の教職員の人事異動については、「新潟県立高等学校教職員人事異動方針及び基準」に基づいて行います。

高等学校では、生徒から選ばれる学校づくりを進めるため、各学校の「特色ある学校づくり」に向けた取組が行われていますが、このような取組を進めるためには、各学校における教職員組織の刷新や教育活動の活性化を図ることが必要です。県教育委員会は、教職員の人事異動を積極的に行うことによって、この「特色ある学校づくり」をさらに推進していきます。

### 人事異動方針

- 1 優秀な新人を採用し、清新の気風を導入します。
- 2 教職員の適正な配置により、教職員組織を刷新します。
- 3 全県の視野からの人事異動を促進します。

今年度の人事異動方針に大きな変更はありません。以下に異動基準及び異動の方法等を示します。

### 異動基準

異動基準を、次の三点について具体的に定め、人事異動を促進します。

- 1 新人の起用
- 2 教職員の適正配置
- 3 辞職に対する措置

### 人事異動の方法

本県高等学校の所在地と学校の課程・学科の分布をもとに、地域と学校群を区分し、人事異動の方法を定めています。

- 全県を7地域に、また、全県の学校をA、Bの2群に区分しています。
- A群は主に、定時制、通信制、分校、特別支援学校、中高一貫教育校、地域的特性のある学校で、B群はそれ以外の学校としています。

#### <人事異動の方法>

- (1) 全県を7地域に区分し、3地域以上を経験する。
- (2) 全県の学校をA、Bの2群に区分し、A、B群をそれぞれ1回以上経験する。
- (3) 新採用後6年間については次のように勤務する。
  - ア 新採用後1校目は2年間の勤務とし、その後2校目に異動する。
  - イ 新採用後2校目は4年間の勤務とし、その後3校目に異動する。
  - ウ 他県の教職経験者等は、上記アの1校目を経験したものとみなし、1校目は4年間の勤務とし、その後2校目に異動する。
- (4) 新採用後3校目以降の者<sup>\*</sup>については、同一校同一課程（以下「現任校」という。）に原則として3年以上勤務した者を異動の対象とする。
  - ※平成16年度以前の採用者については2校目以降の者に適用する。
- (5) 現任校に8年以上引き続き勤務する者は、「特別の事情」の適用等がなければ確実に異動させる。

なお、同一市町村勤務が長期間に及ぶ場合は異動させるものとしています。

異動方法の特例は、定めません。専門教育に関する各教科・科目等を担当する教諭、実習助手及び養護教諭については、配置できる学校数や1校あたりに配置できる人数等を考慮して、異動させるものとします。



## 具体的推進方法

### 1 人事異動調査票について

各教職員が異動に関して、次年度へ向けた決意や目標、自分の考え等を具体的に記載できるようにしてあります。この記載内容は、「特色ある学校づくり」を推進し、適材適所の人事配置を行うための重要な資料として活用します。

### 2 地域と学校群について

教職員一人一人の力量を高めるためには、異なる地域や異なる課程・学科等を幅広く経験することが必要です。また、本県の教育水準の維持・向上と教育の機会均等を確保するためには、広域的人事交流によって、教職員の適正配置を図る必要があります。このことから、人事異動の方法に則り、積極的に人事異動を進めます。

なお、新採用からなるべく早い段階で、3地域以上の経験、並びにA群及びB群の経験ができるよう人事異動を進めます。

### 3 過員について

少子化に伴う学級減の傾向から、本年度末においても、多くの教員が過員対象となる見込みです。定数上または教科上の過員は必ず異動させることとしています。

### 4 本年度の人事異動の重点

- (1) 平成17年度以降の採用者で<人事異動の方法>の(3)に該当する者は異動させます。
- (2) 平成16年度以前の採用者で新採用以来現任校勤務の者は異動させます。
- (3) 実習助手については、新採用以来現任校8年以上の者は異動させます。
- (4) <人事異動の方法>の(5)に該当する者は異動させます。

## 県と新潟市との人事交流

これまでと同様に、県と新潟市の人事交流を行います。新潟市立高等学校・中等教育学校の教員の人事異動については、県と新潟市で協議して実施します。

## 「特色ある学校づくりに係る資料」について

全県の公立高等学校（県立中学校、公立中等教育学校、高等学校籍の教員が在職する県立特別支援学校も含む）のWebページには、各学校の「特色ある学校づくりに係る資料」が掲載されています。また、この資料は、冊子にして全県の公立高等学校（同上）に配付されています。ここには、各学校がどのような学校を目指しているか、また、どのような教員を求めているのかがまとめられています。

異動の際に、教職員一人一人が自分の力量をどのような学校で発揮することができるかを知る上で参考となる内容ですので、各学校の資料をぜひ閲覧してください。

## 教職員の再任用について

平成25年度末の定年退職者から、本格的な高齢化社会の到来に対応し、退職者が培った知識や経験を公務内で有効に活用するため、新たな再任用制度を導入しました。

再任用教職員については、一般教職員の異動とリンクさせながら適正な配置を進めていきます。

## おわりに

学校教育を活性化し、本県教育水準の向上を図るためには、教員一人一人の力量を高め、各学校での「特色ある学校づくり」を進めることが必要です。そのため、「新潟県立高等学校教職員人事異動方針及び基準」に則り、適材適所の適正な配置となるよう、厳正・公正かつ積極的な人事異動を行いますので、人事異動に関する一層の御理解をお願いします。



# 本県におけるいじめ・不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題について

義務教育課

## はじめに

文部科学省は10月に、平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を公表しました。

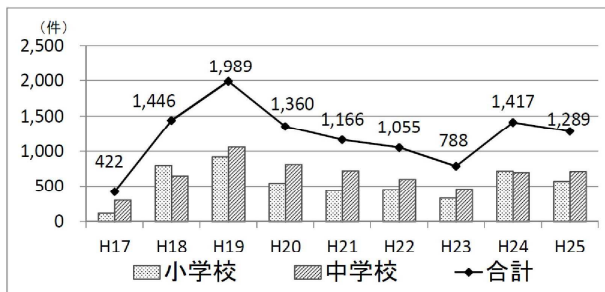
本号では、この調査の結果から、本県の公立小・中学校（中等教育学校を含む）における生徒指導上の諸問題の現状と課題、対応や未然防止に向けた取組について取り上げます。

## 平成25年度はいじめの現状と課題

### 1 いじめの認知件数が小学校で減少

平成25年度は、公立の小学校において576件（前年度719件）、中学校で713件（前年度698件）、合計1,289件（前年度1,417件）となり、認知件数が急増した平成24年度から128件減少する結果となりました。（図1）

図1 いじめの認知件数の推移



本県では、これまでも認知件数が急増した後には、減少に転ずる傾向が見られました。

平成6年度に、愛知県でいじめに起因する自殺事案が発生した際には1,245件を数え、翌7年度は更に1,709（+464）にまで増加しますが、8年度は1,080件（-629）と急激に減少しています。

また、いじめによる自殺が全国で多発し、文部科学省が定義を変更した平成18年度には、1,446件（+1,024件）にまで急増しました。翌19年度に本県で「いじめ根絶県民運動」が開始されたこともあり、1,989件（+543）と過去最多の認知件数を記録しますが、20年度は1,360件（-629）にまで激減しています。

このように、いじめが社会的な問題として注目されると認知件数が急増し、社会の関心が薄れると急激に減少するのは全国的な傾向でもあります。

しかし、いじめそのものが、年度によって急増・急減することは考えにくく、いじめの認知件数が急減するということは、いじめを見逃している可能性があるということです。

このことと関連して、認知件数が微増した中学校における「いじめの解消率」は95.6%（H24）から95.5%（H25）へとほとんど変化がないものの、認知件数が減少した小学校においては、98.2%（H24）から95.5%（H25）へと2.7ポイント低下しています。

いじめは積極的な認知により早期に発見し、即時適切に対応することで解消に向かわせることが重要です。各学校においては、全職員が目で見守る体制づくりを進め、いじめを見逃さないようにお願いします。

### 2 いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけは、小学校では保護者からの訴えが最も多く39.9%、学校の教職員が26.2%、児童本人からの訴えが17.0%となっています。中学校では、生徒本人からの訴えが最も多く36.5%、学校の教職員による発見が27.9%、保護者からの訴えが21.4%となっています。

なお、本人以外の児童生徒からの情報によるものが、小学校で48件（8.3%）、中学校では75件（10.5%）あり、本人の保護者以外の他の保護者からの情報によるものは、小学校で42件（7.3%）、中学校で18件（2.5%）ありました。いじめを見逃さないためには、こうした周りからの情報を更に多くしていく必要があります。

### 3 いじめられた児童生徒の相談状況

いじめを受けた児童生徒の相談先で、全体



に占める割合が最も多かったのは、学級担任（小40.9%、中43.0%）であり、続いて家族や保護者（小35.9%、中21.9%）でした。

また、小・中学校ともに誰にも相談しなかった例が若干みられました。児童生徒本人が「相談するまでもない」と感じる程度の内容であった可能性もありますが、深刻ないじめであったり、羞恥心を伴ういじめであったりしたため相談できなかった可能性もあります。

このような場合には、周囲の者が異変に気づき声をかけることが、いじめを見逃さない唯一の方法となります。そのために、学校・家庭・地域が連携して、いじめを見逃さない体制づくりを進めることが重要です。

## いじめ問題への対応のポイント

### 1 基本方針に沿った組織的対応

昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」には、「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置が義務付けられています。今年5月1日現在の本県公立小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の策定状況（表1）・設置状況（表2）は次のとおりです。

表1 基本方針の策定状況

	策定済み	検討中	計
小学校	422校	71校	493校
中学校	201校	37校	238校

表2 対策組織の設置状況

	設置済み	検討中	計
小学校	470校	23校	493校
中学校	227校	11校	238校

※小学校は休校中の分校1校を除く

小・中学校ともに約85%の学校が基本方針を策定済みであり、95%以上の学校において組織を設置済みであることが分かります。

法律では、基本方針の策定により、いじめの防止等の対策を各学校の実情に応じて推進することを求めており、その中核となるのが、防止対策のための組織となります。各学校においては、個々の教職員が問題を抱え込むことなく、常設の組織を中心として、実効性の

ある対策を進めることが重要です。

### 2 いじめの早期発見・即時対応に向けて

いじめの発見は対処の前提であり、いじめを深刻化させないためには、早期発見・即時対応が重要です。いじめは、人目に付きにくい場所や時間、周囲からは分かりにくい方法で行われることもあります。こうした見えにくいいじめに対処するには、全校体制で児童生徒を見守るとともに、効果的なアンケート調査や適時性のある教育相談を実施することにより、いじめを見逃さないよう全力で取り組む必要があります。

また、いじめは学校の中だけで行われるわけではありません。日ごろから家庭や地域との関係づくりを進め、情報連携や行動連携が円滑に行えるよう、子どもの見守り体制をより強固なものにしていくことが大切です。

### 3 いじめの未然防止に向けて

いじめ防止対策推進法において、「いじめの防止等」とは、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう」と規定されています。すなわち、早期発見・即時対応とともに、未然防止に力を入れることが重要とされています。

県教育委員会では、これまでも未然防止に向けて、各学校には児童生徒の社会性育成に努めるようお願いしてまいりました。

児童生徒の社会性育成には、異学年交流や地域との交流が効果的であるとされますが、時間的な制約から連携が難しく、教職員の負担感につながっているという声も聞かれます。

校種間の連携や地域との連携は、計画的・継続的に行うことで効果が期待されますので、これまでの活動を目的や内容の面から見直し、より効果的な取組にしていくことが大切です。

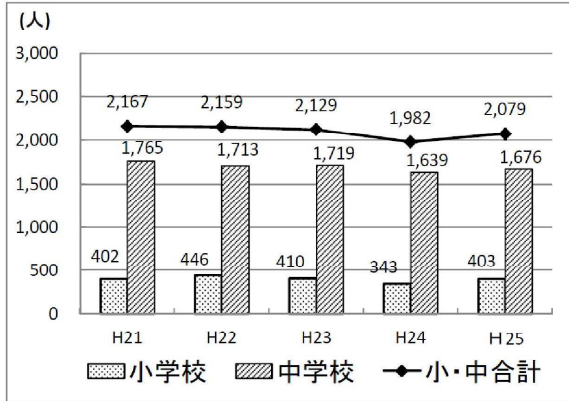
それには、活動の目標を明確にし、事前・事後の指導を十分に行うことが必要となります。形骸化した活動により多忙感だけが残る取組ではなく、児童生徒はもとより教職員にとっても、目に見える形で成果が実感できる取組を継続的に実施することが重要です。

## 平成25年度の不登校の現状と課題

### 1 不登校の発生状況

本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数は、平成24年度に大きく減少し2,000人を下回りましたが、平成25年度は2,079人（前年度比+97人）と、増加に転じました。（図2）

図2 本県の不登校児童生徒数の推移



小学校は前年度比+60人、中学校は前年度比+37人で、発生率はそれぞれ0.34%、2.62%でした。（表3）

表3 本県の不登校発生率

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小学校	0.36%	0.33%	0.29%	<b>0.34%</b>
中学校	2.60%	2.61%	2.54%	<b>2.62%</b>

※ 不登校発生率＝（不登校児童生徒数/全児童生徒数）×100

発生率が増加し、合計2,000人を超える児童生徒が不登校であることは、本県にとって深刻な問題であると捉えています。

### 2 不登校の学年別発生状況

中学校に比べ発生件数は少ないものの、小学校の不登校児童数は、ここ数年横ばい、あるいは増加傾向にあります。（表4）

表4 学年別不登校児童生徒数 (人)

校種	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
H21	12	25	40	67	114	144	402	609	754
H22	11	36	51	73	101	174	408	620	685
H23	14	24	54	69	121	128	420	616	683
H24	4	20	35	68	89	127	387	589	663
H25	22	22	49	74	109	127	370	619	687
属人比	—	5.50	2.45	2.11	1.60	1.17	2.91	1.60	1.17

※ 属人比は、前年度と同児童生徒不登校数が何倍になったかを示す。（中1ギャップ指標に準ずる）

進学や進級等により、児童生徒が新たな環境や人間関係にギャップを感じることは、中

学校1年生だけでなくどの学年においても起こりうることです。幼稚園・保育園から小学校へ、小学校から中学校への情報提供はもちろん、学年間の引継ぎをより丁寧に行うとともに、日々の欠席状況を詳細に把握し、不登校児童生徒の早期発見・即時対応に努めてください。

不登校児童生徒数が前年度比で増加した学年が多い中、中学校1年生だけは、2年連続で減少しています（前年度比-17人）。（表4）中1ギャップ指数も前年度3.02から2.91に下がり、小中連携をはじめ、中1ギャップ解消に向けたプログラムの充実が図られている成果であると捉えています。

### 3 不登校児童生徒への指導結果状況

平成25年度に、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒の割合は、中学校で44.0%、小学校で31.3%でした。（表5）好ましい変化が見られるようになった生徒も含めると、中学校では、不登校生徒の6割以上に状況の好転が見られます。一方、小学校ではその割合が5割に満たないことから、小学校における指導の在り方を見直す必要があります。

表5 不登校児童生徒への指導結果状況 (人)

区分	小学校	中学校
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	126 31.3%	737 44.0%
指導中の児童生徒	277 68.7%	939 56.0%
うち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	73 18.1%	284 16.9%
計	403	1,676

「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置として、小・中学校ともに「電話や迎え」「家庭訪問」が上位に挙げられています。加えて小学校では「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」ことも効果のあった措置として挙げられており、小学校段階では、親子関係や家庭環境の改善を図ることにより、不登校状況の好転が見られること



がうかがわれます。

不登校の児童生徒一人一人について、その子どもがどのような状況にあり、どう支援したらよいか適切なアセスメントを行い、組織的計画的に対応していくことが望まれます。

### 不登校の早期発見と即時対応

#### 1 「子どもと共に1・2・3運動」の徹底

- 1日目：欠席家庭に連絡し保護者又は本人から状況を聞く。
- 2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。
- 3日目：家庭訪問を実施して、保護者又は本人と面談する。

7月に文部科学省が公表した「不登校に関する実態調査」～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～には、不登校の傾向分析として次のことが記されています。

- 学校を休み始めた時期と長期化した時期との間にタイムラグが生じていることから、一定の「潜在期間」を経て不登校になることが推測される。
- 不登校時期の分析により、一旦欠席状態が長期化するとその回復が困難である傾向が示されている。

以上のことから、児童生徒の欠席状況に合わせてきめ細かに対応し、「潜在期間」のうちに適切な初期対応を行うことで、長期化するのを防ぐことができます。

「子どもと共に1・2・3運動」の徹底を図り、不登校の早期発見と即時対応に努めてください。

#### 2 年間欠席が10日以上の子童生徒に注目

年間10日以上30日未満の欠席児童生徒数は、小・中学校合わせて1,029人で、調査を始めた平成23年度から増加の一途をたどっています。

(表6)

表6 年間10日以上30日未満の欠席児童生徒数 (人)

	H23年度	H24年度	H25年度
小学校	190	350	426
中学校	492	515	603
合計	682	865	1,029

次の①～③のような場合には、「不登校の予兆かもしれない」という危機意識をもち、校

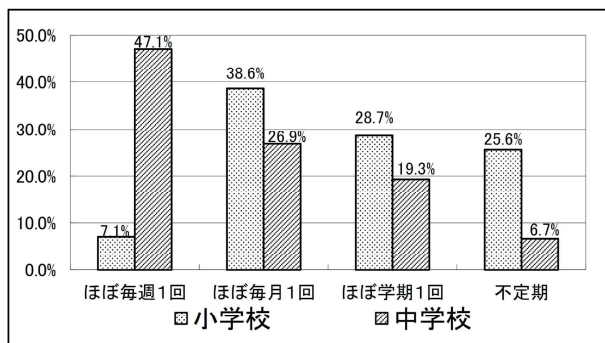
内不登校対策委員会を開き、全校体制で早期発見・即時対応に努めることが大切です。

- ① 年間の欠席日数合計が10日以上ある。
- ② 月に1回休む、決まった曜日に休むなど断続的ではあるが定期的に欠席する。
- ③ 保護者からの連絡なしに欠席することがある。

#### 3 校内不登校対策委員会の定期開催

問題行動調査によると、不登校対策委員会を設置している学校は100%です。開催頻度を小・中学校別に見ると、中学校では週に1回の開催が多く、小学校では月に1回や学期に1回の開催が多くなっています。(図3)

図3 平成26年度校内不登校対策委員会の開催頻度

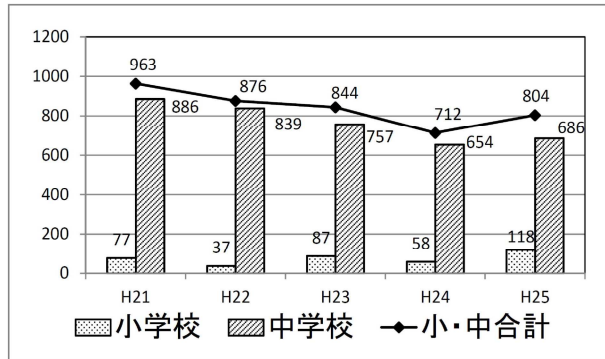


不登校の発生状況により、開催頻度は異なりますが、不登校対策委員会を定期的に開催して情報の共有に努め、不登校の予兆を把握したら即時にチーム体制で支援できるよう、校内体制を整備しておくことが重要です。

### 平成25年度の暴力行為の現状と課題

#### 1 暴力行為の発生件数

図4 本県の暴力行為発生件数



本県の公立小・中学校における暴力行為発生件数は、平成21年度から平成24年度まで減少してきましたが、平成25年度は13%増の804件となりました。その内訳は、小学校におけ

る暴力行為発生件数が103%増の118件、中学校が5%増の686件となっています。(図4)

小学校では、児童間暴力が95%増の76件でここ5年間で最も多くなっており、うち対教師暴力については6件から28件に、発生校数は5校から10校に増加するなど、問題行動の低年齢化が危惧されます。

小・中学校ともに児童生徒間の暴力が増加しており、同じ生徒が複数回暴力行為を起こすことなど、規範意識の低下や感情のコントロールがうまくできない児童生徒が増えていることが発生件数の増加の要因の一つとして考えられます。

## 2 暴力行為への対応のポイント

これまでも、暴力行為等の問題行動の未然防止策として、規範意識をはじめとする社会性を育てるための「関わり合って学ぶ授業づくり」と「計画的・継続的人間関係づくり」の取組をお願いしてきました。引き続き取組をお願いします。

暴力行為等の問題行動への対応は適切な初期対応が重要です。授業が成立しにくい状況の把握や一人一人の児童生徒の心の揺れを見逃さず、早期発見・即時対応ができるように、管理職による確実な授業参観や児童生徒への定期的な生活アンケート、教育相談の工夫をお願いします。

なお、問題行動の低年齢化への対応として、小学校における生徒指導体制の見直しが急務です。担任が一人で対応を続け、事案が大きくなったり、複雑になってから事案が認知される場合が少なくありません。管理職の指導のもと、生徒指導担当を中心に指導すべき内容の合意形成や児童生徒の情報共有を進め、組織で対応できるように役割の確認や相互補完の工夫をお願いします。

暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒への指導については、児童生徒の内面に迫る指導を行うとともに、集団に対する指導もきめ細かく行い、規範意識の定着を目指すことが求められます。また、特別な支援が必要であると判断される場合には、管理職、学級担

任、教育相談担当者、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者等が、学校外の関係者とも連携し、その児童生徒の抱える困難や不適応について、具体的な課題を明確にし、その対処を行うために計画的に取り組むことが必要です。

加えて、スマートフォン等の所持率の増加に伴うインターネットの使用に関連する問題行動への対応も急務です。このような問題行動の未然防止のためには、情報モラルの指導を計画的に実施し、児童生徒自身の自己管理能力を高める必要があります。いじめ見逃しゼロスクール研修の伝達講習等を確実に実施し、教職員の指導能力を高め、併せて、インターネットトラブル対応のための講演会やPTA研修会等を通じて保護者への啓発を図るなど、学校と家庭が連携した取組を一層推進する必要があります。

## おわりに

昨年の9月から「いじめ防止対策推進法」が施行されています。学校は、本法に基づき自校のいじめ防止基本方針を策定し、対策のための組織を中核として、いじめの防止等の対策を実効的に行う必要があります。

県内の大部分の学校においては、既に基本方針が策定され、常設の組織も設置済ですが、検討中の学校については、早急に策定及び設置を完了する必要があります。

また、策定・設置された基本方針及び組織については、一定の期間を経過した後、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すことが大切です。

国立教育政策研究所から発行された生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり2』には、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しのための具体的な方法が記述されています。各学校に1冊ずつ配付されていますので、これらを参考に、各学校において点検と見直しをお願いします。



## 魅力ある高校づくりプロジェクトについて

高等学校教育課

### はじめに

県教育委員会では、生徒一人一人の個性と能力の伸長を図る「個を伸ばす教育」を推進しており、その実現のため、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

平成22年度から、夢や希望をもって全国から生徒が集まってくるような「魅力ある高校づくり」について調査・研究を進め、平成24年度には新津工業高校と新潟中央高校に新しい学科や専攻を、平成25年4月には国際情報高校に新しいコースをそれぞれ設置しました。

本号では、それぞれの学校の具体的な取組と成果について紹介します。

### 各学校の取組とこれまでの成果

#### 1 新津工業高等学校日本建築科

日本建築科の生徒は、各学年ごとに、330㎡の木造実習室で、「にいがたの名工」の認定を受けた棟梁とうりょうである優れた熟練大工の先生から直接指導を受けて実習を行っています。



【木造実習室での実習の様子】

この実習は、6時間連続して行われるので、1年生の最初のうちは苦勞する場面も見られます。しかし、生徒の墨付けや鑿のみの扱い方は徐々に上達し、手際よく木材を刻む技術を身に付けていきます。



【鑿でホゾ穴を掘る様子】

こうした実習をとおして、生徒の技術は大きく向上しました。日本建築科1期生である現3年生は、2年生の2月までに全員が技能検定（建築大工）3級に合格しました。このうち4人は難関の2級に合格しています。

また今年度は、3年生の渋谷拓己さんが、全国大会である「第9回若年者ものづくり競技大会建築大工部門」で3位に次ぐ敢闘賞を受賞しました。さらに涌井誠さん、岸優也さんが、「高校生ものづくりコンテスト木材加工部門」の北信越大会で、それぞれ1・2位を受賞するなど、優秀な成績を収めています。

#### 涌井誠さんのコメント

コンテストの作品を作るために必要な技術は、実習で学んだことや毎日の練習の成果です。1位になれたのは、棟梁の教えがあったからこそだと思います。

現在、3年生は、卒業製作として茶室「飛翔庵」の建築を始めています。この建築を通じて、技術はもちろんのこと、実際の建築工事におけるチームワークの大切さも学んでいます。

#### 2 新潟中央高等学校音楽科ロシアンメソッド・ピアノ専攻

ロシアンメソッド・ピアノ専攻には、3学年合計26人が在籍しています。それぞれが、世界で活躍する演奏家を目指して、モスクワ音楽院の先生による指導を受けています。

昨年12月にはモスクワ研修旅行を実施し、参加した9人は、モスクワ音楽院にてピアノレッスンを受けたほか、モスクワ音楽院付属学校の生徒との交流演奏などを行いました。

#### 参加した生徒のコメント

交流会ではロシアの高校生の演奏を聴きました。技術の高さに驚くとともに、大きな刺激を受けました。

また、今年6月には、新潟市の「りゅーとぴあ」にて「第7回ロシアンメソッド公開ピアノレッスン&コンサート」を開催しました。

今回の講師であるアルチョム・アガジャーノフ先生はモスクワ音楽院付属中央音楽学校で教鞭をとられています。

アガジャーノフ先生は、コンサートで巧みな技術と温かな音色で楽曲を演奏され、聴衆を魅了しました。また、公開レッスンでは、音楽理論の視点から、わかりやすく指導をしていただきました。受講者であるロシアンメソッド・ピアノ専攻生も先生の要求に応え、より輝きを増す演奏に変化してきました。



【公開レッスンの様子】

こうした取組もあり、今年度の「新潟県音楽コンクール」にてロシアンメソッド・ピアノ専攻2年生、鈴木莉歩さんが優秀賞を受賞しました。さらに、第2回ロシアンメソッド公開ピアノレッスンを受講した当校音楽科卒業生、渡部乃亜さんが、ブルガリアで開かれた「メルジャーノフ国際コンクール」にて特別賞を受賞しました。

渡部乃亜さんのコメント

公開レッスンでは「奥底から感じる力強い音、繊細でも芯のある響く音の両方が大切である」と指導されました。これからも表現力を一層高めたいと思います。

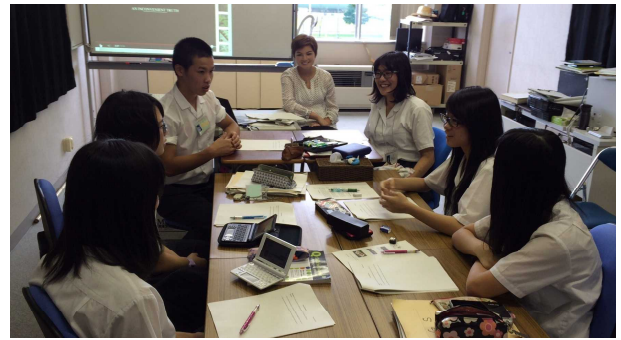
### 3 国際情報高等学校海外大学進学コース

国際情報高校には、国際文化科と情報科学科の2学科があります。いずれの学科に在籍する生徒であっても、希望すれば、10人程度が、2年生から海外大学進学コースに進むことができます。

現在、海外大学進学コースの1期生である2年生の6人は、国際社会で求められるコミュニケーション力、創造力、発信力を身に付けるために学習しています。

コース生が履修する「グローバルスタディーズI」では、ディベートやディスカッションを行い、高度な英語力とともに批判的・論理的思

考力の育成を図っています。



【英語によるディスカッションの様子】

参加した生徒のコメント

英語によるディベートやディスカッションをとおして、自分の意見をはっきりと述べるができるようになりました。

海外大学等への進学にあたっては、一般的に、英語能力試験であるTOEFL試験で一定レベル以上の得点が必要です。当校では、校内で、TOEFL iBTが受験できます。そこで、近隣の国際大学から外国人英語教員を招き、TOEFL iBTの受験対策を中心とする集中英語プログラムを実施しました。

参加した生徒のコメント

外国人英語教員の方から指導を受けて、論理的に解答を導くコツがつかめました。

また、米国アイビーリーグの一つであるブラウン大学の学生を当校に招き、交流を深めました。来校した学生の中には、日本の高校から直接入学した学生もおり、日本の高校生を送りながらどのような準備をすればよいかなどについて、アドバイスをもらいました。

参加した生徒のコメント

海外大学進学時に必要な「エッセイ」の書き方について、具体的なアドバイスをもらいとても有益でした。

### おわりに

子どもたちが夢や希望をもって進路選択ができるよう「魅力ある高校づくりプロジェクト」に取り組むとともに、今後も、生徒一人一人の個性や能力の伸長を図る「個を伸ばす教育」を推進します。



## 子ども支援コーディネーター研修会 ～地域の力を学校に～

県立生涯学習推進センター

### はじめに

9月3日、4日の両日、新潟（生涯学習推進センター）と長岡（中之島文化センター）を会場に、今後ますます実践的な働きが期待される学校支援地域コーディネーターを対象とした、子ども支援コーディネーター研修会を行いました。「地域の力を学校に」をテーマに、講師には、この分野で全国的に活躍されている高橋興 青森中央学院大学教授をお迎えして、講演とグループ演習への助言をいただき、充実した研修会となりました。

### 研修会の概要

講演では「今、改めて学校、家庭、地域の連携の必要性和コーディネーターの役割について考える」をテーマに、学校と地域の連携の必要性について、保護者や地域住民の側と学校、教員の側の両面から豊富な具体事例をもとにお話がありました。そして、連携の要になるコーディネーターの基本的な役割として次の4点を強調されました。

- ①「つなぐ」学校と地域相互の想いを理解してつなげる意識をもつ。
- ②「知らせる」学校側と地域ボランティア側の両方にそれぞれの要望を伝える。
- ③「育てる」教職員・地域住民の相互の理解を深め人材を育てる。
- ④「支える」活動の進展と継続のためできることを積み重ねる。

また、課題としては、一人のコーディネーターのできることは限界がある。これからはサブコーディネーターをさがして複数で対応するなど後継者を育てる視点も重要であると指摘されました。

グループ演習では、「地域と学校を結ぶコーディネーターの役割と課題」と「地域の力を学校につなげるには」をテーマに熱心な話し合いが行われました。参加者同士、コーディネーターとしての日頃の悩みや課題が共有されたり、他地域の活動に刺激を得られたりと有意義なグループ演習となりました。



【新潟会場でのグループ演習の様子】

### 参加者の感想から

参加者の感想を紹介します。

- ・初めてのコーディネーターの活動に不安がありましたが、気が楽になりました。
- ・コーディネーターのあり方の理解が深まり、今後につながる講座でした。
- ・学校側の問題や国の考えなど様々な面からの情報がたくさん聞けました。
- ・改めてコーディネーターの役割を認識しました。活動は基本に戻って学校と地域を結び、つなぎたいです。
- ・様々な立場の方と話すことができ、互いの課題を知ることができました。
- ・講義、演習とも今後の取組に大いに役立てていきたいです。

### おわりに

新潟・長岡の2会場で合計64名の方から御参加いただきました。コーディネーターには、それぞれの地域と学校を「つなぐ」役割を今まで以上に担っていただけることを期待しています。また、各学校におきましてもコーディネーターとの連携をさらに深め、地域と共に歩む学校づくりをより一層進めてください。

## ラ・ラ・ネット「新潟県生涯学習情報提供システム」

県立生涯学習推進センター

### ラ・ラ・ネットとは

ラ・ラ・ネット（新潟県生涯学習情報提供システム）は、県民の主体的な学習活動を支援することを目的とし、インターネットを通じて広く県内の生涯学習に関する情報を提供するものです。

ラ・ラ・ネットには、学習機会（県内各地で開催されている講座・イベントの情報）、いきいき県民カレッジ（県民がどなたでも受講できる市町村・大学等が登録した講座の情報）、県内の生涯学習に関連する施設の情報、指導者（生涯学習に関する講座や講習会、講演会等の指導者）、視聴覚教材（新潟県立生涯学習推進センターに所蔵するDVD・ビデオテープ・16ミリフィルム等の視聴覚教材の情報）等、多くの情報が載っています。

### ラ・ラ・ネット活用術

ラ・ラ・ネットには、学校現場で役立つ情報もたくさん載っています。ラ・ラ・ネットをぜひ、学校の授業や地域連携でも活用してください。

#### 【活用例】

- ★ 指導者・講師検索  
→ PTA講演会、地域の指導者発掘
- ★ 視聴覚教材検索（DVD、VHS、16ミリフィルム）  
→ 各教科、学校行事等で活用
- ★ 新潟ふるさと情報検索（指定文化財）  
→ 国・県・市町村の指定文化財の情報を社会科や総合的な学習で活用
- ★ 学習機会情報検索  
→ 市町村（公民館等）で行われている講座等の情報から学校と公民館の連携、社会教育施設との連携
- ★ ボランティア（団体・グループ）検索  
→ 地域のボランティアグループと学校の連携（学校支援ボランティアの充実）

### スマートフォン対応（らくらく検索）

10月からラ・ラ・ネットがスマートフォンからでも検索しやすくなりました。この機会に、QRコードからラ・ラ・ネットへ入り、「お気に入り」に登録していただきますようお願いいたします。



【QRコード】



【スマホ対応トップページ】

### お気軽に御相談ください

指導者情報等については、電話でも相談を受け付けています。「ラ・ラ・ネットの指導者登録をしている〇〇さんの連絡先を知りたい。」「情報モラルの指導者探しを手伝ってほしい。」「健康教育に関する講師を探してほしい。」などお気軽に御相談ください。

☎ 025-284-6119

E-mail lalasoudan@mail.lalanet.gr.jp

※ PDFファイルで御覧の方は、下線部（Webページアドレス）をクリックすると、直接該当Webページへジャンプしますので御活用ください。Webページでも御覧ください。バックナンバーも御覧になれます。「教育月報」で御検索ください。

教育月報 

発行所 新潟県教育庁総務課  
所在地 〒950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
電話 025-280-5587 F A X 025-285-3766  
E-mail ngt500010@pref.niigata.lg.jp  
Web版URL <http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/>  
\*\*本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください\*\*



# インフォメーション

## ●県立近代美術館

### 「コレクション展 第3期（後期）」

#### 展示室1「さがして、みつけて」

・目をこらして、そして心を開いて、じっくりと探してみましょう！思わぬものが見つかるかもしれません。ほら、美術作品の楽しさが見えてきたでしょう。

#### 展示室2「FACE」

・その人そのものを表すと言っても過言ではない「顔」。モデルの心情にせまるような顔から、不思議な顔まで多様な作品を紹介します。

#### 展示室3「近代美術館の名品」

・当館所蔵品から、美術史上重要な作品、人気の高い作品を選びすぐって展示します。



フェルナンド・ボテロ 《頭像》1989年

- 会期 10月15日(水)～11月24日(月・休)
- 休館日 月曜日(祝日の場合翌日)
- 開館時間 午前9時～午後5時  
(観覧券の販売は午後4時30分まで)
- 会場 県立近代美術館コレクション展示室
- 観覧料 一般430円(340円)  
大学・高校生200円(160円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金です。  
 ※学校団体で御利用の場合、観覧料の免除が受けられます。申請方法等、詳しくは当館HPを御覧ください。  
 ※障害者手帳・療育手帳を御提示の方は無料です。

県立近代美術館  
 住所 長岡市千秋3丁目278-14  
 TEL 0258-28-4111  
 URL <http://www.lalanet.gr.jp/kinbi/>

## ●県立万代島美術館

### 「昭和追想－美術でたどる時代の風景」

◆昭和をテーマに戦前からバブル経済までの社会や世相を反映している作品を、当館の所蔵品を中心に紹介します。

- 会期 11月22日(土)～2月11日(水・祝)
- 休館日 月曜日(ただし11/24、12/22、1/12は開館)、年末年始(12/28～1/3)
- 開館時間 午前10時～午後6時(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観覧料 一般 310円(250円)  
大学・高校生 150円(120円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金です。  
 ※学校団体で御利用頂く場合、観覧料の免除が受けられます。申請方法等、詳しくは当館HPを御覧ください。  
 ※障害者手帳・療育手帳を御提示の方は無料です。



長谷部権次呂《女子警防団》1943年(昭和18)

### 関連イベント

- 当館学芸員による作品解説会  
 ◆「昭和追想－美術でたどる時代の風景」関連イベントとして当館学芸員より、作品の解説を行います。
- 日時 毎週日曜日 午後2時～
  - 会場 美術館展示室
  - その他 要観覧券・申込不要

県立万代島美術館  
 住所 新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内  
 TEL 025-290-6655 万代島ビル5階  
 URL <http://banbi.pref.niigata.lg.jp/>